

## 留萌地区海面利用協議会規約

### 第1 目的

「海面利用協議会等の設置について」(平成6年7月11日付け6水振第1583号水産庁長官通知)に基づき、海面利用の調整に関し、関係者からの意見聴取を行うため、留萌地区海面利用協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

### 第2 議題

協議会の議題は、留萌地区の海面における漁業と海洋性レクリエーションとの調整に関する事項とする。

### 第3 構成

(1) 協議会の委員は、留萌振興局長が次に掲げる者の中から選任した者により構成する。

- ア 留萌地区内における漁業協同組合の組合員又は役職員 2名
- イ 留萌地区内に住所を有する漁業者であって遊漁船業を兼ねている者 1名
- ウ 留萌地区内に住所を有する遊漁船業者であって、ア以外の者 1名
- エ 留萌地区内の海面を利用する海洋性レクリエーション関係者であって、上記以外の者 1名
- オ 学識経験を有する者 1名
- カ 留萌地区内の公益を代表すると認められる者 1名

(2) 委員の任期は、3年以内とする。

### 第4 運営

- (1) 協議会は、留萌振興局長が招集し、主催する。
- (2) 協議会に座長をおき、留萌振興局長が座長を指名する。
- (3) 座長は、不在の場合などの都度、これを代行する者を指定することができる。
- (4) 協議会の会議は、公開する。

### 第5 設置期限

協議会は平成28年4月1日から起算して2年を経過する毎に、社会経済情勢の変化や開催実績等を勘案し、協議会設置の必要性や効率的な開催方法の見直し等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

### 第6 その他

- (1) 協議会の事務は、留萌振興局産業振興部水産課において行う。
- (2) この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、留萌振興局長が定める。

### 附則

この規約は、平成6年12月15日から施行する。

平成17年3月7日一部改正

平成24年3月12日一部改正

平成29年3月6日一部改正

平成31年4月15日一部改正